

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和元年11月5日(火)午後1時28分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成
2番	村	田	正	己
3番	山	本	喜	八郎
4番	中	西	義	晴
5番	吉	川	敏	彦
7番	田	中	壽	嗣
9番	小	寺		均
10番	西	村		裕
11番	南		和	弘
12番	(欠		員)	
13番	林			勉
14番	田	口	洋	輔
15番	曾	束	竹	司
16番	南		秀	和
18番	小	森	保	豊
19番	茨	木		清
20番	林		吉	一

4. 欠席委員

6番	上	田	幸	子
8番	内	田	裕	夫
17番	内	田	孝	司

5. 会議録署名委員 1 1 番 南 和 弘
 1 3 番 林 勉

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局	田 口 雄 基
農業委員会事務局	中 村 秀 夫
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀

7. 議 事

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について (3 条許可)
議案第 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に 対する意見について (5 条許可)
議案第 3 号	非農地証明交付願について (非農地証明)
議案第 4 号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状 況の確認について (納税猶予 (出口))
議案第 5 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決 定について (利用権設定)
報告第 1 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用 届出について (4 条届出)
報告第 2 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用 届出について (5 条届出)

8. 会議の経過

(事務局)

それでは、ご案内しておりました時間より若干早いですけれども、欠席届をいただいております委員さん以外の皆さん出席いただきましたので、令和元年第11回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

なお、開催に先立ちまして、一点ご報告をさせていただきます。先月、10月23日からなんですけれども、梶原局長が長期の入院に入っておられます。現在のところ、ご病気で入院をなされているというような状況で、いつ退院されるというのがちょっとわからないような状況でございます。

なお、本日につきましては、上田委員、内田孝司委員、内田裕夫委員から欠席届をいただいておりますのでご報告いたします。本日の出席委員につきましては、農業委員が13名中11名、農地利用最適化推進委員6名中5名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可) 4件
- 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について(5条許可) 1件
- 非農地証明交付願について(非農地証明) 1件
- 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について(納税猶予(出口)) 4件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定) 1件

(会長)

- 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出
について(4条届出) 1件
- 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出
について(5条届出) 1件

それでは議事に入る前に、本日の議事録の署名委員の指名をいたします。11番の南和弘委員、それから13番の林勉委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案書に基づき審議を進めてまいりたいと思います。まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議事に入ります前に、さる10月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

- 4番 中西委員
- 6番 上田委員
- 9番 小寺委員
- 10番 西村職務代理者
- 18番 小森委員
- 19番 茨木委員

事務局2名と都市整備課1名により実施しております。

それでは、議案第1号受付番号22につきまして議案書1ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページをご覧ください。

また、議案書2ページにお付けしております農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました

- (事務局) 農地法第3条調書、こちらのほうもご覧になり審議をお願いいたします。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員、報告をお願いいたします。
- (●●委員) 議案第1号受付番号22につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。
- (会長) ただ今、議案第1号受付番号22の説明と報告が終わりました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。3条許可です、よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第1号受付番号22に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、議案第1号受付番号22について許可することに決定をいたします。

続きまして、受付番号23に入りたいと思います。事務局より説明を願います。
- (事務局) 議案第1号受付番号23につきましては議案書3ページをご覧下さい。内容につきましては記載のとおりでございます。
所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真2ページをご覧下さい。

(事務局) またこちらにつきましても、議案書4ページの農地法第3条調書をご覧になり審議をお願いいたします。会長よろしくお願ひします。

(会長) それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願ひいたします。

(●●委員) 議案第1号受付番号23の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地について、特に問題ないものと思われ
ます。

(会長) ただ今、議案第1号受付番号23の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はござい
ませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでござ
います。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号23
を許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いい
たします。

全員挙手。よって、議案第1号受付番号23につい
て許可することに決定をいたします。

それでは、続きまして受付番号24について、事務
局より説明を願ひます。

(事務局) 議案第1号受付番号24につきましては議案書5
ページをご覧下さい。内容につきましては記載のとおり
でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写
真3ページをご覧下さい。

またこちらにつきましても、議案書6ページにお付
けしております農地法第3条調書のほうもご覧にな

(事務局) 　　り審議をお願いいたします。会長よろしくお願ひします。

(会長) 　　それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願ひいたします。

(●●委員) 　　議案第1号受付番号24の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

　　本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長) 　　ただ今、議案第1号受付番号24の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

　　よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

　　それでは採決に入ります。議案第1号受付番号24に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

　　全員挙手。よって、議案第1号受付番号24について許可することに決定をいたします。

　　それでは受付番号25について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 　　議案第1号受付番号25につきましては議案書7ページ及び8ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。8ページにつきましては、譲受人の持分の詳細が書かれておるところでございます。

　　所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真4ページをご覧ください。

(事務局)

またこちらにつきましても、議案書 9 ページですね、9 ページにお付けしております農地法第 3 条調書のほうもご覧になり審議をお願いいたします。

それでは会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、続きましてよろしくをお願いいたします。

(●●委員)

議案第 1 号受付番号 25 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

ただ今、議案第 1 号受付番号 25 の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 1 号受付番号 25 に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第 1 号受付番号 25 については許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 2 号に入ります。議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、5 条許可を議題といたします。

受付番号 3 について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第 2 号受付番号 3 につきましては議案書 10 ページをご覧下さい。内容につきましては記載のとおりでございます。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページをご覧ください。5ページの写真にございますとおりですね、申請時点においてはこの赤枠内に白い建物が建っております。本来畑のところに、先行してこういう建物を建ててはいけませんので、これにつきましては、顛末書を提出していただいた上でこちらのほうは撤去するというところでございました。この25日の時点の現地調査の時に現地調査委員さんにも見ていただいたところがございますが、まさにこの建物の撤去作業中でありました、25日の段階では。この建物を撤去した上で、こちらの議案書にありますように露天貸駐車場として、付近の住民の方用ということで9台分の露天駐車場をされるというふうにかがっておるところでございます。

また議案書次のページ、11ページと12ページにお付けしております農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書(案)につきましても併せてご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

ただ今、議案第2号受付番号3の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

(●●委員)

はい。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

今、説明聞いて、現時点で小屋が建ってて、顛末書において、ちょうど撤去してるところやということやったんやけどね。これ調整の農地やね、これ。もう一度農地に戻してもろて、やってもろたらええねやけどね。調整の農地をこうしてほっといたら後、こうして駐車場にできるわけですか、ほなこれから。

(事務局)

ここにつきましては、たまたま農地転用のできる場所でしたので。

(●●委員)

ちょっと待って。農地転用できる場所っちゃうのは。

(事務局)

農地転用ができる可能性のある場所といたしますのが、こちら議案書11ページにございますとおりですね、下の方に農地の区分というのがございます。こちらのほうが、事務局では第3種農地に該当するのではないかと、村の中にあるような取り残された農地については転用することができるというような基準がございまして、たまたまこの土地についてはこれに該当するというものでございますけれども、それ以外の、先に駐車場にしたからといって、必ずしもこのような形で転用ができるかということにはちょっといい切れないということでございます。

(●●委員)

第3種農地。

(事務局)

はい、たまたまこちらは転用ができるような場所にあるので、転用の上、整理すべきだということで、窓口相談に来られた時にはそういうふうな説明をさせていただいたところでございます。

(●●●委員) そしたらまだ、ほなこれ●●やね。地域にはこの第3種農地、転用できるいう農地はようけあるわけ。どうして分るの、それは。その個々の持ち主が調べに行ったら分るわけか。

(事務局) そうですね。ここが第3種農地とかいうふうに書いてある図面等はございませんでして、その都度、こちらの農業委員会の窓口のほうに相談に来られましたら、京都府と相談をいたしまして、そこが第3種になるのか、第2種になるのか、その辺を判断させていただくということでございます。

(●●●委員) そしたら、以前にここから申請があって、第3種農地ですよということになったあったんやな、これは。相談があって。

(事務局) はい、こちらのほうですね、宅地とっておったけれども、実際は畑のまま転用がなされてないことが分ったというような案件でございます。これを、今回の場合でしたら売買が発生するんですけれども、売買をするにあたって、畑のままこの株式会社、農業をしないところに。

(●●●委員) その辺は分かってる。

(事務局) はい。売買するにあたって、地目変更が必要となりましたんで転用の手続きをとっていただいたというところでございます。

(●●●委員) ほな、第3種農地いうたら転用ができるわけやね。そういうことやね。

(事務局) はい、そうです。

- (●●委員) まだ探したら、まあ地権者が聞きに行って第3種農地やったいうたら5条申請できるわけやな、ほんなら。
- (事務局) そうですね。第3種農地に該当するんであれば転用は可能ですんで、こういう事が可能ですけども。
- (●●委員) そういうような事、みんな知ってはるんやろか。農業委員会に聞き取りがあって、初めてそうですよというよりね。一般の人、みんな知ってはるのか、それ。第3種農地が転用できますよという事を、農地でも。
- (事務局) そこまでの細かい情報につきましては、あまり広報等はさしていただいておりますので、また農業委員会だより等でですね、広報をしていこうかと思います。
- (●●委員) そやね、できんねんやったら言うたらないかんわね。
- (会長) あの、集落の周辺やったら可能性ありますね、5条転用。できる所あるとは思いますがけども。まあ、一般的には第1種か第2種か第3種というのは、なかなかね。その辺についてはまた、こういう事できますとをね、広報なんかを通じて、農業委員会だよりやね。またね、周知をしたら。
- (●●委員) 知らん人よおけあると思うわ。
- (会長) あると思いますね。
- (事務局) そうですね、はい。
- (会長) ●●委員。

(●●委員)

今の●●さんのあれやけどな、そこまでするべきなにかどうか、農業委員会が。現状でね、農地として利用してはる土地を、転用できますよというPRまでせんなんもんかかどうか。それはちょっと疑問やと僕は思います。

(事務局)

そうですね、はい。確かにおっしゃるとおりでございますので、今現在、宅地で使っているけれども、登記簿の地目が田畑の土地はないですかというようなかたちでPRしていく。もしそういうふうな場合があるのであれば、農業委員会の窓口のほうに相談に来てくださいというような広報をしていこうかなと思っておりますけれども。

(会長)

それぐらいにしとかな。

(●●委員)

私は、転用するという立場から言うたさかいにね、今。●●さん言うてんやったら、農地を転用したらあかんという立場やったら逆やわな。そういうことなるわな。

(会長)

農業委員会としては、やっぱりあくまで農地として。

(●●委員)

農地として利用してもらうべきやと僕は思います。ただ、相談があつてね、個々が、ということは1筆ごとにこれ、区分されているもんじゃないと思うんですよ、既にね。ここは違います、ここはこうですよというね。大枠でセットされているもんで、結局、市街化調整区域であつて、農用地でない場合で白地やったら、はっきり言って可能やと僕は思います。現実ね。だけどそれを、認めるかどうかはあくまでも、委員会と知事権限なんで、委員会はあくまでも意見の具申だけでしょ、これ。

(事務局)

はい、そうです。

(●●委員)

認める権限、委員会にはないわけですから、はっきり言って。だから、それを委員会がPRするのをちょっと疑問やなと僕は思います。

(会長)

まああの、情報としてね、こういうのがありますということ自体はね、あってもいいんじゃないかと思えますけども。その辺のところでまた、情報としてね、流していくことは必要なのかなと思えますし、また農政情報部会等で揉んでいただいでですね、農業委員会だより等で周知をすることは可能やないかというふうに思います。●●委員、よろしいですか。

(●●委員)

はい、結構です。

(会長)

その他、よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問ないようでございます。ただ今の議案第2号受付番号3につきましては、その他ご意見ご質問もないようです、よろしいですか。

はい、ないようでございますので、それでは採決に入ります。議案第2号受付番号3を許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府に進達をいたします。

続きまして、議案第3号非農地証明交付願について、を議題といたします。

受付番号3について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号3につきましては議案書13ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 6 ページをご覧ください。

また、本日皆さまのお手元にお配りさせていただいております、右肩に参考資料と書かれたこういった資料のほうをご覧ください。こちらは、非農地証明の取扱いについてということで、昭和 52 年に京都府から通知がきておるものでございます。こちらの通知文によりますと、証明書の交付基準が書いてありまして、今回該当するのではなかろうかと思われるところがカッコの 2 のところでございます。1 つ目の下線部につきましては、転用行為が農地法施行日（昭和 27 年 10 月 21 日）前になされたものと書かれております。今回、議案書備考欄に記載させていただいておりますとおり、こちらのほうは昭和 43 年 1 月 1 日に家を建てられたというふうになっておりますので、こちらの 1 つ目の下線部には該当しませんけれども、ただし以降ですね。人為的に無断転用であっても、その行為が 10 年以上経過し、農業委員会が特に法勵行上証明書の交付を行うこともなむを得ないと認めたような場合は、発行してもさしつかえないというものでございます。こちらにつきましては、都市計画の線引き前に建てておられるような建物でございますので、都市計画法違反ではなく、固定資産税のほうも税務課に宅地として支払われているというふうにおうかがいしておるところでございます。今日まで、このようなかたちで、昭和 43 年からずっと宅地として使われておったようなところでございますので、事務局としましては、こちらのやむを得ないと認めた場合に該当するのではなかろうかと思うところでございます。参考資料といたしまして、こちらの参考資料の 2 枚目、航空写真を付けております。こちらの写真は昭和 44 年 4 月の写真でございまして、この時点でも写真のほうに宅地として映っておるところでございます。こちら、非農地証明を交付して問題がないかどうかにつき

(事務局)

ましてご審議をいただきたいと思います。
それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしく
お願いいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号3の案件につきまして、現地調査
の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われ
れます。

(会長)

ただ今、議案第3号受付番号3の説明と報告が終わり
ました。この件について、ご意見ご質問はございま
せんか。

はい、●●●委員。

(●●●委員)

ただ今の件につきまして、今、宅地として固定資産
税を払ろてるということでは言いましたけど、ずっとそ
れは税務課のほうで全部調べてもうて、もし払ろては
るんやったら別にこんなん、証明いらんのとちゃう
ん。転用だけしといたらええんとちゃうん。宅地とし
て、向こうはもう、認めとんねんやさかいに。もうう
ちとしては、どうなん。

(事務局)

こちら、この建物の建て替えを計画されておりました
で、その際の登記簿地目がどうも田のままになっている
ことが判明したという案件でございます。こちらに
つきましては、法務局で田から宅地に変えるにあたっ
て、このような非農地証明というのが必要となってき
ますので、そういった意味合いでこちらの農業委員会
のほうに証明の依頼があったというものでございま
す。

(●●●委員) 証明書だけがいるさかいに出してくれと。

(事務局) はい、そうです。法務局のほうにこの証明書が。

(●●●委員) 現地はもう、宅地として利用してると、宅地として課税されているということですね。

(事務局) そうですね。宅地として課税もされておりますし、農業委員会からもこの非農地証明を出しますし、で、登記官が現地見に行かれるかどうかは分かりませんが、登記官が見られてとしても宅地やということであれば、登記簿を田から宅地に変えられるというようなものでございます。

(会長) よろしいですか。

(●●●委員) 現地確認ということで、毎年、現地確認の中で宅地か何か区分して、見に廻ってますね。年1度。

(会長) 税務課。

(●●●委員) 税務課ちごて。農業委員会。

(会長) はいはい。

(●●●委員) あの時はどないなってるの。報告なかったわけ、これ。

(事務局) はい、ここにつきましては特に報告はなくですね。

(●●●委員) なんで。そんなん、あらなおかしいやん。あつてこそ宅地かそうちゃうかが分かるんはずや。

- (事務局) はい、特にそういうな報告はなくてですね、今回初めて非農地証明願が出ましたので、現地を確認させていただいたところ、農地として使われてないということが分かりましたので、特に問題ないかと。
- (●●●委員) 農業委員が確認してるはずやねん。去年の夏。去年の夏ちゃうわ、今年の夏やね。
- (●●委員) いや、もうすでにその委員さん自体も宅地やと、周辺ではね。
- (会長) わからへん。
- (●●●委員) なんでや。図面に書いてある。
- (●●委員) 色塗ってあるね。
- (●●●委員) 色塗ってあるやん。宅地か宅地ちゃうか、色塗って出してきてくれるやん。
- (●●委員) 地元は、そこまでわからへん。
- (事務局) そうですね、地元のほうからでは、そこまでの細かい事は分からず、この前の庭的なこの草が生えている所が畑なんかなといわれれば畑と。
- (●●●委員) 田井にもあるはずなんや。宅地かそれちゃうか、俺確認して、ちゃんと畑作ってはんの見に行ってるよ。
- (●●委員) 夏に出してる農業委員会の資料、でたらめか。そういうことになるやんか。調べてへんねんやんか。我々、それをあてにして見に行くねんで。それをしっかりした資料出してもらわなかなんやん。

- (●●委員) いや、そっちではないわ。
- (事務局) 当該地につきましては、非常に小さな土地でございます、なかなか全て見るのは難しいかとは思いますがけれども。
- (●●委員) さっきの●●の件もそうやん。家建ったあるん分かったあるのに。
- (事務局) なかなかそこまで、宅地か宅地じゃないか、なんていうのが難しいかなと思うところでございます。
- (●●委員) ちょっと、基本的な事でね。やっぱりこうしてね、月にいっぺんやって、色んな事を審議してるんやったら、ちゃんとした資料を出してもらわな。そやろ。我々かてええかげんにやってんのとちゃうんやさかい。一生懸命見に廻ってんねんやさかいにね。やっぱりこれは間違いないという資料を作ってもらわな。事務局ようけいるねんさかいにね。これは時間かかってもしやあないと思うわ。ほんまに農業委員会としてやっていこうとすんねんやったら。ちょっと真剣にやってもらわな。
- (会長) その資料というのは、夏の。
- (●●委員) 夏の資料や。
- (会長) 現地調査の時の資料。
- (●●委員) それやったら分かるはずや。今言うとするように分かるはずやんか。ここ農地ですよという。
- (●●●委員) 租税事務で紙くれるやないか。

(会長) そらありますけれどもね。

(●●●委員) あれで調べてるはずやで。

(会長) 調べてるけども、宅地の状態やったら分かりにくいじゃないですか。

(●●●委員) いやいや、書いたあるがな。

(●●委員) いや、それは見た目で言うてんねんやろ。登記見て調べてくれたらええやん。そやろ。

(●●●委員) ●●にもあるで。●●の宅地の中に畑って書いたあるさかいに、俺、見に行ってるで。実際畑か。家の中に宅地とちごて畑になったあんねん。それを見に行っ、裏に畑って書いてあったけど竹藪やしないうて、俺書いて出したもん。

(会長) できるだけシビアにですね、現場じゃなしに今、ご指摘のとおり調べて、できるだけ調べて対応をお願いしたいと思います。

(事務局) はい。事務局のほうでもそのようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(●●委員) ひとつ良いですか。

(会長) はい、●●委員。

(●●委員) これ、所有者が今、資料で見させてもらうと、他市町村の住所地なんで、現在、そこにはお住まいの方がいらっしゃるのかどうかだけ、ちょっと確認をお願いしたい。

(事務局)

申請人につきましては、確かにおっしゃるとおり●●●●●の住所になっております。こちら、当該地とその隣、西側の土地に●●●●●さんとお読みするのか、別の方がお住まいになられているというふうにおうかがいしております。

(会長)

よろしいですか。

(●●●委員)

結構です。

(会長)

その他、ご意見等よろしいですか。ただ今、貴重な意見をいただきましたので、今後、事務の中に反映をしてもらうということで。それでは、その他ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号3について、非農地として証明書を交付することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、非農地として証明書の交付をいたします。

それでは、続きまして、議案第4号のほうに入ります。議案第4号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予（出口）を議題といたします。

受付番号16について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号16につきましては議案書14ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) それでは、現地調査の報告を調査委員、報告をお願いいたします。

(●●委員) 議案第4号受付番号16の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長) ただ今、議案第4号受付番号16の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。
はい、●●委員。

(●●委員) ひとつ、ちょっと勉強不足で教えといてほしいねんけどね。まあこれ、この物件自体が、相続人さんが何人かおられた内の、2分の1ということは2人なんか、相続人さんが。

(事務局) はい、そうです。

(●●委員) 片や受けずに、適用を受けられてないと思うんやね、この文章から。そういう選択が可能なんかどうか。ちょっと僕、勉強不足であれなんで、ちょっと教えていただきたいと思います。

(事務局) 今、ご質問の趣旨としましては、この2分の1だけ受けるということが可能かどうかということですかね。

(●●委員) そうそう、うん。

(事務局) はい、こちらこの相続人の方が全て10分の10を相続されたわけではなくて、2分の1を相続された訳でございます。で、その相続を受けた分を全て、こう

(事務局)

いうふうな納税猶予を受けることができまして、例えば2分の1相続を受けて、そのうちの4分の1だけ納税猶予を受ける、なんていうことはできないんですけども、たまたまこの持分2分の1だけ相続しましたんで、相続した2分の1、その全部を猶予するということが可能となっておるところでございます。

(●●委員)

いや、じゃあなしにね、これ相続物件やさかいにね、もう1人の残り2分の1のね、方がいらっしゃるわけでしょ。その方が、納税猶予を受けるか受けへんかのあれでやと思うねんけども、そういうのが適用されるのかどうかやねん。片方だけが、ということはこれたぶん出口やさかいもう20年経過した中で、抵当権設定かなんかされてると思うんですよ。ということは、税務署が2分の1だけ抵当権設定をしてるんかどうか。その辺の問題なんや。

(事務局)

抵当権設定につきましては、この2分の1のみ抵当権設定をされていると、いうことでして。

(●●委員)

ということは、2分の1売買できるということ。

(事務局)

2分の1だけ売買は可能ではあるものの、おそらくこちらのほう、1487というのが登記簿の面積でございます。で、抵当権設定的に入っておるのが、この内の半分っていうふうなかたちになっております。売買はおそらくこの残りの2分の1分することは可能とは思いますが、現実的な話として、納税猶予は半分、ここの部分だけというふうなものではないので、相続税は払わないといけないというふうな事になる可能性があるとは思いますが。

(●●委員) ああ、そう。

(事務局) そうですね。売買はできるけれども、おそらくこの場合は。

(●●委員) 売買っちゅうのはおかしいけどね。

(事務局) そうですね。

(●●委員) こういう設定ができるのかなという。税法上の。

(事務局) 税法上も登記法といいますか、そちらのほうでも、こちらの持分の方だけ抵当権するとかいうことも可能でございます。ですので、今回はこの●●さん、こちらの分だけ抵当権、なっています。

(●●委員) 可能なんか。はい、わかりました。ということは、あくまで持分やさかい漠然としたあれですわな、いうたら。分筆もされてへん、物件の固定はできてへんねんねやからね。

(事務局) そうですね。

(●●委員) それでいけるのかなという気持ちがあったんで。

(事務局) 持分となってるんですけど、実質その1487全てを農地として使わないといけないとなっております。

(●●委員) はい、わかりました。

(会長) よろしいですか。

(●●委員) はい、結構です

(会長)

その他、よろしいですか。

その他ご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。議案第4号受付番号16について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

(会長)

続きまして受付番号17について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第4号受付番号17につきましては議案書15ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真8ページから10ページ、8, 9, 10。こちらをご覧ください。

会長よろしくお願ひいたします。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、報告をお願いします。

(●●委員)

議案第4号受付番号17の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地についても、特に問題ないと思われま

(会長)

ただ今、議案第4号受付番号17の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

はい、●●●委員。

(●●●委員) ●●●●と●●●の●●●の●番地。これ、何やこれ。見てもうたら、写真見てもうたらわかるけども、小屋建ったあるやん、これ。田んぼになって水稻作付になったあるけど。●●●。●●●●●●●●、畑、野菜作付になったあるけど、野菜なんかどこにも植わってへん。

(事務局) ●●●●●●●●の所ですね。畑というふうな話になっております。

(●●●委員) 長い長い小屋あるやん。

(事務局) こちら1195平米ある土地でございまして、20年前、平成11年12月頃の段階ではこういうふうな農小屋はなかったということでございまして、全ての所、1195平米全てが納税猶予の対象になっております。納税猶予のルールといたしまして、農業用の倉庫につきましては、入口の段階で建っていない場合、途中で建てることも可能となっております。農小屋の場合は、こういった建物を建てた場合であっても納税猶予の確定にはならずにはですね、そのまま適用を受け続ける事ができるというふうになっております。で、大部分が畑、野菜作付になっておりましたので、この利用状況のほうは野菜作付というふうにさせていただいたところでございます。

(●●●委員) ほなこの●●●●は、●●●の。これ木植わったあるやん。

(事務局) ●●●●の●についてはですね、写真の8ページでございませうかね。

(●●●委員) うん、8ページ。

(事務局)

8 ページ、いちばん●●の●●●●●●●●の所の
5.65 平米しかない所でございます。8 ページの左
側の写真の、ここの一部になっております。実際には
何も植わっていないような所ではありますけれども
代表して野菜作付部分、●●●の●と●●●の●につ
きましては、田より一段高くなっておりまして、今は
保全管理状態ではございますけれども、●●●の●、
●●●の●、●●●の●、●●●の●とはちょっと使
い方が違いましたので、畑という扱いにさせていただ
いております。

(●●●委員)

まあ、現地確認でええいうねんたらええけども。

(●●委員)

今、よろしいか。

(会長)

はい、●●委員どうぞ。

(●●委員)

今、●●●君のあれなんやけどね。この今の事務局
の説明、●●●●●なんですけどね。公簿面積が11
95、これ、今、この建物見てたら建物の面積どれぐ
らいでしょうか。ということは、農地法の適用除外面
積超えてるんじゃないかなという気はするんですけ
ど。

(事務局)

はい、●●●●●●●●●●につきましては、200 平米
未満とうかがっておるところでございます。

(会長)

よろしいですか。

(●●委員)

いや、現場の写真見てたらかなり大きそうな写真に
見えるんやけど。

- (●●●委員) 半分は畑してあんねん。
- (●●委員) だから、今の言う農地法のね、適用外の面積なんかどうか、その辺によって決めな。
- (●●●委員) 農地の、今の納税猶予受けよ思たら、それを管理しなあかんやろ。管理の上に物を建てたり、変えてもええのんか、別に。適用のかたちを。
- (事務局) はい、農業用倉庫の場合はかまへんと、なっておるところでございます。
- (●●委員) 倉庫はええとして。実際はこれ、事務局は測らはったことはあるんですか、どうなんですか。現実。
- (●●●委員) 現地委員さんに見てもうたんやから。
- (●●委員) 現地調査の委員さん見てもうて、こんなこと言うのはいかんねんけどな
- (●●●委員) これ、右側の絵見たらちっちゃいもんやけど、向このほうにあるさいかいに。
- (●●委員) これ、2階建ての部分もあんのちがうかなという気はすんねんけどね。
- (●●委員) そんなもんやったら、ものすごく大きいで、こんなん。
- (事務局) はい、今申し上げました200平米というのは、あくまでも敷地のほうですね。下の地べたの面積でございます。そちらのほうで、200平米未満であれば。農地法の許可がいらなくなっております。これが2階建てであろうが。

- (●●●委員) 久御山町のな、ある地域で農小屋やいうて建てて、今、倉庫に使ってはるところあるやろ。そのこと言うてるわけや。
- (事務局) こちらのほうにつきましては、トラクター等が置いてありまして、農業以外には使われておられないように見受けられました。
- (●●委員) さっきの測ったかやないけど、これ見た感じやで、見た感じ、あくまで見た感じで、200平米ぐらいで収まってへんのちゃうの、これ。測って来たん。
- (事務局) そんな大きいもんじゃない。10掛ける20で200。
- (●●委員) ええ、そうか。
- (●●委員) この右の写真見てたら、ちっちゃあ見えてあるやん。
- (●●●委員) 右見たらちっちゃあ見えてる。左みたら、ごっつい小屋やな思て。一面建っとんのかな思て。
- (●●委員) 左の写真がなかったらそれでええんや。
- (●●委員) そやけど、奥行きから見たらね、かなり長いように。間口は狭もうても、かなり長いのがうかなという気がすんねんけど、ちがうんかな思て。
- (会長) どうです、よろしいですか。
- (●●●委員) 確認してくれはった人に聞いているだけであって、それで良かったんやったらそんでええと思う、俺は。

(●●委員)

現地調査したあんねんから、大丈夫や。

(会長)

現地調査の結果はということで、報告はいただいています。その他よろしいですか。

それでは、その他ご意見もないようでございますので、採決に入ります。議案第4号受付番号17について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

挙手多数。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告いたします。

続きまして受付番号18について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号18につきましては議案書16ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真11ページと12ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

議案第4号受付番号18の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地についても、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

ただ今、議案第4号受付番号18の説明と報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号18について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告いたします。

続きまして受付番号19について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第4号受付番号19につきましては議案書17ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真14ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を引き続き●●委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

議案第4号受付番号19の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地についても、特に問題ないものと思われれます。

ただ今、議案第4号受付番号19の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号19について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

続きまして議案第5号に入ります。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

受付番号68について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第5号受付番号68につきましては議案書18ページと19ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。19ページにつきましては、貸し手の持分の詳細となっておりますのでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真14ページをご覧ください。

利用権の設定につきましては、本日1件でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いいたします。

(●●委員)

議案第5号受付番号68の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第5号受付番号68の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

利用権設定です、よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号68について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これで、審議のほうは全て終わります。これより報告に入ります。

それでは報告第1号受付番号3農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、4条届出を事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第1号受付番号3につきましてもは議案書20ページをご覧ください。内容につきましてもは記載のとおりでございます。

所在地につきましてもは、詳細地図及び該当農地の写真15ページをご覧ください。こちら15ページ右側の写真にございますとおり、一部砂利敷きになっておる部分がございますして、先行して転用をしてしまったというふうな案件でございました。このため、届出人から顛末書を提出いただいた上で、この転用の届出を受け付けさしていただいたところでございます。

報告第1号受付番号3につきましてもは、令和元年10月8日付けで会長専決いたしまして、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号3の報告がありました。この件について、特にご意見等ありましたら、ちようだいいたしたいと思います。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようですので、続きまして、報告第2号受付番号8農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、5条届出を事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第2号受付番号8につきましては議案書21ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真16ページをご覧ください。

報告第2号受付番号8につきましては、令和元年10月18日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第2号受付番号8の報告がありました。この件について、ご意見があればちようだいをいたしたいと思います。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、これで本日予定をしておりました審議と報告は全て終わります。

午後2時26分 終了